

令和5年8月16日

大学・大学病院の現状と課題

一般社団法人 日本私立医科大学協会
会長 小川 彰

「トップ10%論文」で 日本は過去最低を更新

順位	国名	論文数(本)
1 (1)	中国	5万4405
2 (2)	米国	3万6208
3 (3)	英国	8878
4 (4)	ドイツ	7234
5 (5)	イタリア	6723
6 (7)	インド	6031
7 (6)	オーストラリア	5186
8 (8)	カナダ	4632
9 (9)	フランス	4210
10 (11)	韓国	4100
11 (10)	スペイン	3987
12 (13)	イラン	3770
13 (12)	日本	3767

※科学技術指標2023から。
順位の()は前回順位

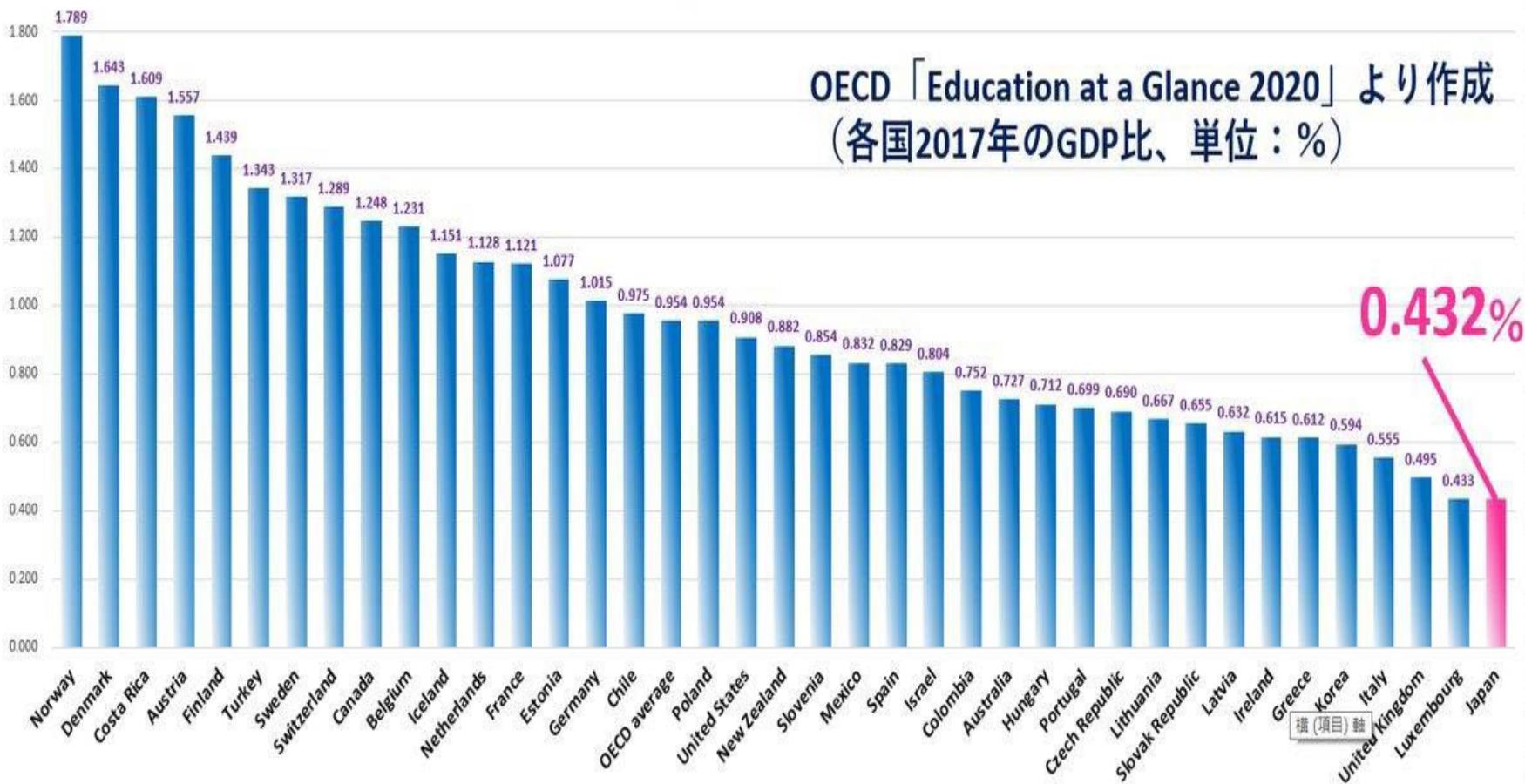
研究力低下が著しい

年々順位を落としている

科学技術指標2023

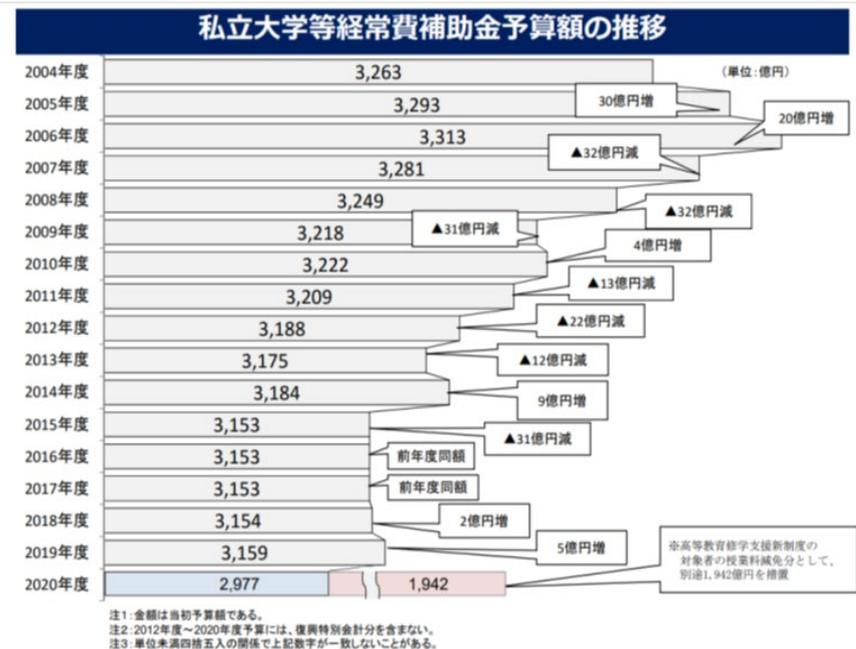
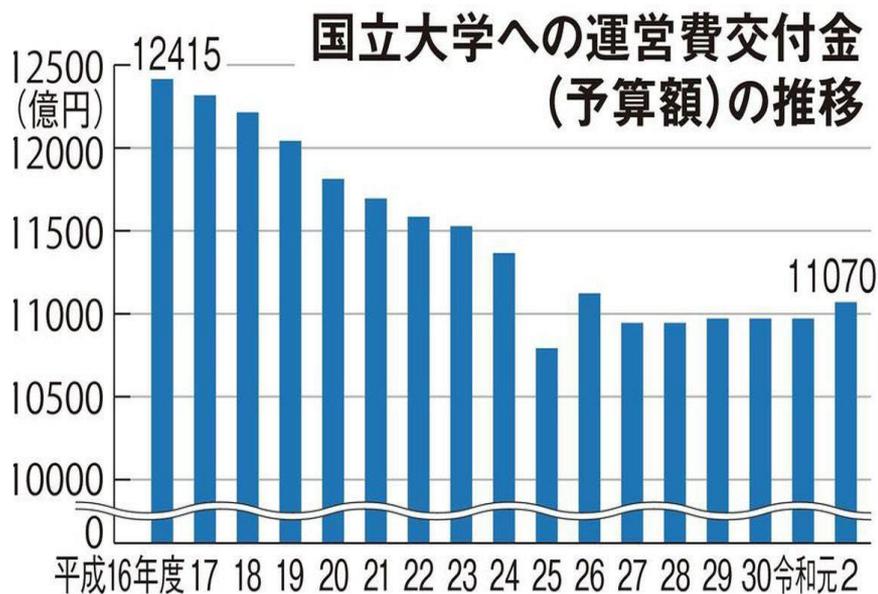
科学技術・学術政策研究所
文部科学省

日本の高等教育への公的支出はOECD最低 OECD平均の半分以下、ノルウェーの4分の1以下



研究力低下の原因の一つ

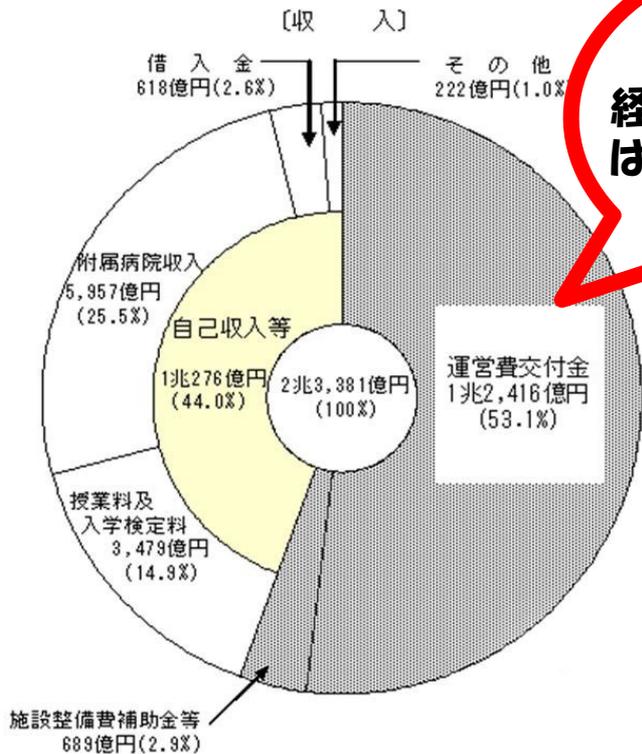
国立大学では運営費交付金の減額
私立大学では経常費補助金の減額



研究力低下の原因の一つ

国立大学では運営費交付金の減額
私立大学では経常費補助金の減額

大学共同利用機関法人を含む93法人
の収入部門の予算



経常収入に対する割合
は**50%強**

附属病院を持つ国立大
学42大学の場合、運営
費交付金の割合は経常
収益の**26.8%**

協会加盟の私立医科大学の場合、
経常費補助金の割合は事業活動
収入の**2.5%**

(厚生労働省から補助を受けている産業医科大学は、経常費補助金を受けていないので、同大学を除く28大学を対象として算定)

国立大学病院における収入（業務収益）割合の推移

単位：億円



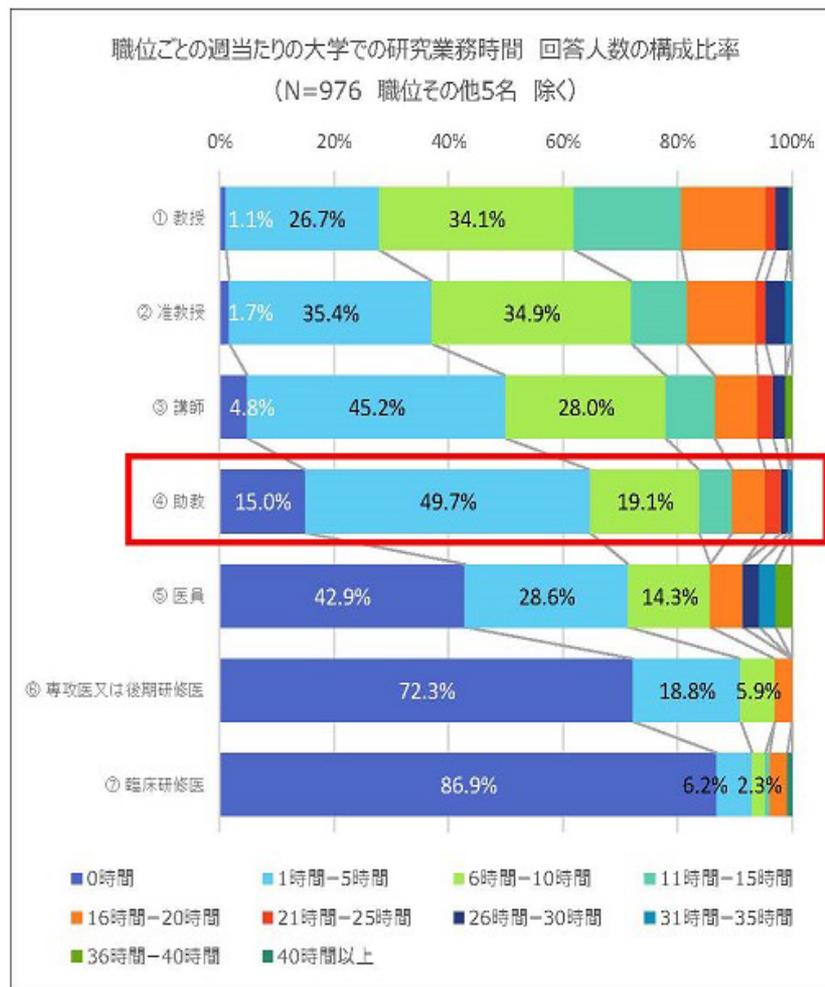
■ 運営費交付金収益 ■ 附属病院収益 ■ その他

法人化後病院収益は伸びているが増収にはなっていない

「科学省『国立大学法人等の決算について～令和3事業年度～』を元に医学教育課において作成。
『大学法人全体における附属病院収益の額との差は、病院セグメントに含まれない診療所等があるため。

業務時間の構成比率及び週当たり研究業務時間

- 大学病院の医師は、教育・研究・診療のうち、**診療に従事する時間が最も長い。**
- 特に、今後、我が国の教育、研究の主力を担う**助教の15%は全く研究を行っておらず、約50%は週当たりの研究時間が5時間以下**に留まっているなど、深刻な状況にある。



大学病院勤務医の給与（主たる勤務先）

主たる勤務先のみでの年収中央値	大学病院	その他の病院	クリニック
30代男性	800万円未満*	1,300万円	1,600万円
40代男性	900万円	1,700万円	1,700万円

アルバイト・副業込みの年収中央値	大学病院	その他の病院	クリニック
30代男性	1,300万円	1,500万円	1,800万円
40代男性	1,700万円	1,900万円	2,000万円

兼業・副業は①医師不足地方では**地域医療の維持・医療崩壊の阻止**の意味が大きい、②同時に、**家族の生活や教育維持の意義も大きい**。

大学病院勤務医の処遇改善なしには、研究力・教育力の回復はおぼつかない。有能な教員の流出

研究の主力である若手医師が研究・教育に割く時間はない！(研究力・教育力低下)

診療を頑張ることは病院収入の増収にはつながるが医療経費の増加に追いつかず増収減益**
= **大学経営は危機的状況****

大学病院・大学の特殊性

1. 高度医療の提供：がん・特殊疾病など高額医療が中心
2. 高額医療には高額な薬品・医療材料が必要
3. 薬品・医療材料には消費税が必須
4. 結果：病院で稼ぎ病院の増収にはなるが減益 = 増収減益
5. 結果大学病院で働く医師：診療に時間を取られ教育・研究に割く時間はない

消費稅問題

消費税法(平成元年)

1. 建前:最終消費者がその税額を負担する
2. 政策上非課税とした三項目(医療・教育・福祉)では事業者である**学校法人等が消費税を負担**
3. 大学病院・大学では教育機器、建築費、書籍、電子機器、医療機器、医薬品、医療材料、光熱水費にかかる消費税の一部しか税制控除が受けられない
4. 最終消費税は消費者である患者ではなく病院・大学が負担する = 附属病院・大学の大きな負担

控除対象外消費税 = すなわち損税

いわゆる「損税」 私立医科大学協会調べ

平成28年度	：総額647億円(1大学当たり 22億3,300万円)
平成29年度	：総額701億円(1大学当たり 24億1,700万円)
平成30年度	：総額680億円(1大学当たり 23億4,700万円)
令和元年度	：総額832億円(1大学当たり 28億7,000万円)
令和2年度	：総額902億円(1大学当たり 31億1,100万円)
令和3年度	：総額993億円(1大学当たり 34億2,500万円)

国立大学法人もほぼ同様

ゼロ税率にすべき

医療法上の病院の類型問題

病院の類型
(医療法)

一般病院
特定機能病院
地域医療支援病院
精神病院
結核病院

大学病院は類型化されていない。
特殊な大学病院は独立した類型へ

特定機能病院

大学付属病院を規定する病院類型ができた！しかし、学生教育病院でない、ナショナルセンターや、公私立のがんセンターなどが加わる

特定機能病院は大学病院を規定するものではない事が明らかに！

他の病院と全く異なる極めて特殊なミッション(診療・教育・研究)を持つ大学病院が医療法上独立の規定がない

大学病院を医療法上独立した類型にすべき
その上で消費税上の特例を認めるべき

大学病院の教育・研究力の回復には

1. 教員の処遇改善!
2. 大学経営の安定化!

そのためには

高等教育への公財政支出の **OECD並みへ**

その財源は

- ① 運営費交付金。経常費補助金の増額
- ② 大学病院への特殊な消費税支出の改善
大学病院のゼロ税率・軽減税率への転換